検査実施料新設のお知らせ

（ 管理番号:19-0096 ）
2019年10月 C-01

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0930 第6号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

検 査 項 目	保 険 点 数
FGF23	788点

▼ 詳細内容

検 査 項 目	FGF23
保 険 点 数	388点＋400点
判 断 料	生化学的検査（Ⅰ）判断料（144点）
診療報酬点数表区分	「D007」血液化学検査の61及び62
備　　考	FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1，25－ジヒドロキシビタミンD_3の所定点数と「62」25－ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

■ 適用日

2019（R1）年　10月　1日 から適用

CHUKEN 株式会社 四国中検
http://www.s-cyuken.co.jp/
香川TEL（087）877-0111　高知TEL（088）883-5535　愛媛TEL（089）955-7600　徳島TEL（088）665-3125